

## 乗船者のPCR検査実施と新型コロナウイルス感染防止のための留意事項 (改3)

JAMSTEC研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3) は、新型コロナウイルス等の船内における感染の拡大を可能な限り阻止するため、2020年11月10日付改訂で「新型コロナウイルス等の拡散に伴うMarE3における船舶乗船／訪船基準 (改6)」(以下「改6版」という)を策定しました。本改訂では主に2020年12月以降の機構船舶による航海(注1)も念頭に、乗船・訪船する場合の基準を厚生労働省5月8日付文書(注2)に加え、主に船員を含む乗船者全員を対象に義務化した乗船前PCR検査受検に関して改訂/追記しました。なお、航海開始後の対処については2020年5月29日付で改訂した「航海中の新型コロナウイルス感染に対するMarE3対応方針(改2)」に従うこととなります。本文書は、乗船者のPCR検査実施に関連した情報と、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための留意事項をまとめた2020年7月22日付文書「乗船者のPCR検査実施と新型コロナウイルス感染防止のための留意事項(改2)」を改訂したものです。本文書が新型コロナウイルス拡散防止を進めながら研究航海成功への一助となれば幸いです。

### 1. PCR検査前に実施すべき事項と留意事項

●改6版に記載されている通り、「乗船者」＝「機構船舶による航海(注1)に参加する予定の方(船員と実施要領書乗船者名簿記載者)(注3)」は、乗船18日前(注4)から健康記録簿への検温結果・体調異常等の記録と行動備忘録の作成(提出不要)が求められています。

また、乗船14日前(注4)から感染防止の観点から以下の注意喚起がされています。

- ・ 自宅・宿泊先等での滞在及び移動に際し、感染防止手段を可能な限り用いるよう留意
- ・ 不要不急の外出の回避、手洗い・消毒の徹底、3「密」の場所への立ち入り回避
- ・ やむをえず公共交通機関を利用する場合は混雑時の回避等の感染予防
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の利用検討

厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

●乗船予定の研究者がPCR検査で陽性と判定され、欠員のため航海実施に支障がでることを回避するために、可能であれば、次々席研究者/次々席研究員及び予備員を指名し、実施要領書に追記してください。次々席研究者/次々席研究員は、乗船予定者の中または予備員の中からも指名することができます。なお、予備員についても乗船者と同様の対応(健康記録簿等の作成・PCR検査受検等)をお願いします。また、学部学生の指導教員がPCR検査で陽性と判定された場合は、その学部学生を指導する教員が不在になるため学部学生は乗船できません。ただし、同じ研究室の教員を代理の指導教員として事前に指名し

ている場合は、学部学生は乗船することができます。大学院生の監督者がPCR検査で陽性と判定された場合は、代理の監督者を事前に指名している場合に限り、代理の監督者が大学院生を監督することにより大学院生は乗船することができます。

●乗船地周辺地域の最新の感染状況には各自十分注意してください。

●濃厚接触者となる可能性を排除するために、他者と必要な感染予防策をせずに直接手で触れること、または1 m程度以内の範囲で15分以上接触することを可能な限り避けるよう留意してください（注5）。特に乗船前の乗船者同士のグループ行動について、滞在及び移動に際し、濃厚接触とならないようご注意くださいとともに、乗船前の飲み会・宴会等も控えてください。

●外出時や屋内でも会話をする際は、原則マスクの着用を心掛けてください。

●注6に示す症状がみられた場合、下記とりまとめ担当者を通じてMarE3運用部船舶運用グループへ速やかに報告してください。

この場合、乗船前PCR検査受検の可否は、乗船に支障がないことを示す医師の診断書（診察費を含め各自負担）を以て、MarE3運用部が判断します。診断書は下記とりまとめ担当者を通じて乗船前PCR検体採取24時間前までにMarE3運用部船舶運用グループへ提出してください。

●当機構が渡航に制約を設けている国・地域（外務省感染症危険レベル2以上相当）への渡航歴がある場合あるいはこれらの方と濃厚接触した場合、または新型コロナウイルス感染者と判明した方と14日以内に濃厚接触した場合は、下記とりまとめ担当者を通じてMarE3運用部船舶運用グループへ速やかに報告してください。

この場合、乗船前PCR検査受検の可否は、乗船に支障がないことを示す医師の診断書（診察費を含め各自負担）を以て、MarE3運用部が判断します。診断書は下記とりまとめ担当者を通じて乗船前PCR検体採取24時間前までにMarE3運用部船舶運用グループへ提出してください。

●艀装や観測準備はPCR検査前後で可能ですが、船員や乗船研究者等と濃厚接触者とならないよう気をつけてください。艀装のみの方についてはPCR検査の受検は必要ありませんが、訪船前18日間の検温記録が必要となります（参照：改6版訪船基準）。

●連続する研究航海に続けて乗船する場合、下記条件を満たすのであれば再度PCR検査受検を求めません。

- 次航海出港まで原則同じ船に連続して宿泊（船内泊）すること
- 船内泊中は各船舶船員と同様の行動ルール（上陸自粛など）に従うこと

## 2. PCR検査の実施

●改6版の乗船基準に記載されている通り、「乗船者」（及び予備員）は乗船前5営業日以内を目安に、全員が必ずPCR検査を受検することになります。

●検査受検に先立ち、受検者全員の氏名（フリガナ必須）を通常検査3営業日前までにMarE3から医療機関に連絡します。

●PCR検査の具体的な検体採取場所・検体採取時期・検査方法等については別途MarE3より連絡します（改6版参照）。現在のところ、以下のような方針で進める予定です。

- ・ 検体採取場所：原則出港地あるいはその周辺の医療機関。医療機関以外の場合、船上・機構本部会議室等の利用を想定。
- ・ 検体採取時期：目安として乗船前5営業日以内。できるだけ出港日直近となるよう調整予定。
- ・ 検査方法：原則として、医療機関の検査者の指導の下、唾液採取。各検査機関におけるPCR検査を経て、医師による診断・判定。
- ・ 結果通知：陽性の場合、事前に周知した結果判明時間に受検者本人に直接連絡。連絡が来なかった場合は陰性とお考えください。  
(通常、採取1～2日後。検体採取の場所・日時、検査機関等により変動)  
また、MarE3担当者が結果を共有できるよう、署名した医療機関宛て同意書を受検時に提出していただきますので、ご協力をお願いいたします。同意書は事前に配布しますので、予め各自で印刷・記入をお願いします。
- ・ 費用負担：PCR検査が必須となる機構内外の乗船者及び予備員の検査費用については原則、機構負担とします。ただし、検査のために必要になった交通費・宿泊費は各自負担となります。機構研究者・船員・観測技術員等につきましては詳細について別途案内がありますのでご確認ください。  
なお、検査費用の機構負担については令和2年8月～令和3年3月末の期間に出航する航海とし、それ以降については状況を踏まえて見直す予定です。

### 3. PCR 検査後の留意事項

- PCR 検査後乗船するまで、特に不要不急の外出の回避、手洗い・消毒の徹底、3「密」（密集、密接、密閉）の回避をお願いするとともに、可能な限り、自己隔離を心掛けてください。
- 移動に際しては、公共交通機関をできるだけ使わないように、使う場合は混雑時を避けるなどの感染予防策を講じて移動をお願いします。
- 滞在はできるだけ出港地近傍のホテルへ宿泊をお願いしますが、強制ではありません。なお、船舶における乗船日前の宿泊は原則不可とします。
- 外出時や屋内でも会話をする際は原則マスク着用を心掛けてください。
- 乗船時に、1)健康保険証、2)乗船前の行動を記録した行動備忘録、3)航海中に各自が使用するマスク、体温計（航海中も毎日検温）、タオル（船内エアータオルは現在使用停止）、コップ・水筒、必要に応じて消毒液や飲料等を持参してください。

#### 4. 陽性と判定された場合の対応

●判定結果が陽性となった場合、医療機関・保健所より本人に直接連絡があり、その後の対応が保健所より指示されます。基本的に陽性者は入院となるため、保健所より指示された病院・療養施設等に入院することになります（陽性者の移送は保健所が手配）。その後は、入院した各施設の指示に従うことになります。

##### ・本人のすべきこと

下記とりまとめ担当者、および下記 MarE3 担当者 (MarE3 環境保安グループ 小松徹史) へ速やかに電話で連絡してください。また、保健所への対応に健康記録簿と行動備忘録 (状況により健康保険証も) が必要になりますので、必ずお手元にご用意ください。保健所等の指示があればそれに従ってください。

##### \*とりまとめ担当者：

- 首席研究者／主席研究員 ←乗船研究者 (手配業者を含む)
- 日本海洋事業担当者 ←日本海洋事業関係者 (手配業者を含む)
- マリン・ワーク・ジャパン担当者 ←マリン・ワーク・ジャパン関係者 (手配業者を含む)
- マントルクエストジャパン担当者 ←マントルクエストジャパン関係者 (手配業者を含む)
- MOLマリン担当者 ←MOLマリン関係者 (手配業者を含む)
- JAMSTEC運用部船舶運用グループ担当者 ←JAMSTEC職員 (白鳳丸船員、乗船研究者を除く)、手配業者／代理店、広報関係者
- JAMSTEC白鳳丸担当者 ←白鳳丸船員

##### PCR 検査結果陽性時連絡先：

MarE3 環境保安グループ 小松徹史 (こまつ てっし) 業務用携帯:080-2071-4361

##### ・航海への対応

各研究航海における陽性者や濃厚接触者の役割や予備員の有無等を考慮して、航海の実施あるいは中止の判断を首席研究者/主席研究員と相談の上、MarE3にて行います。また別途、行政機関や保健所等からの指導・指示があれば、それに従います。

各研究航海の問い合わせは、以下のメールアドレスまでお問い合わせください。

MarE3運用部船舶運用グループ連絡先(各船共通):(e-mail) [mare3-fleetops@jamstec.go.jp](mailto:mare3-fleetops@jamstec.go.jp)

PCR検査に関する問い合わせを含む不明な事柄に関しては、MarE3環境保安グループまでご相談ください。

MarE3環境保安グループ連絡先：(e-mail) [mare3-hsqe@jamstec.go.jp](mailto:mare3-hsqe@jamstec.go.jp)

なお、今後の行政機関や機構の方策等に基づき、上記内容は変更することがあります。

## 【脚注】

(注1) 本文書における「機構船舶による航海」について原則として日本の港から4日の航程内(※)の機構船舶による航海(一時的なシフト・沖出し・FMEA及びドックへの回航等を除く)を前提としており、出港前に乗船者全員がPCR検査を受検することとします。日本の港から4日の航程外(※)に出る航海については、上記PCR検査に加え下記の要件をすべて満たすことを必須とします。

- ・ 出港後、乗船者全員が14日間洋上待機をすること
- ・ 全航海期間を通じて出港以降、航海途中で乗船がないこと
- ・ 傷病者が出た場合、外地においてコロナウイルス感染の疑いがある場合の対応を含む緊急搬送が受けられる港が複数確保されていること
- ・ 全航海期間を通じて外地における補給なしで日本の港に戻る事が可能な航海であること

上記洋上待機については以下のとおりとします。

- ・ 船内検疫状態の維持を目的に出港後、日本の港まで4日の航程内で乗船者全員が14日間洋上において待機
- ・ 上記待機期間中、日本の港まで4日の航程内の地点において観測作業の実施等を含む調査航海は原則可能
- ・ 船内検疫状態維持のため、出港後は上記待機期間を含む全航海期間を通して乗船は行わない

なお、上記機構船舶による航海実施にあたり、感染が疑われる人を居室待機とするための部屋を少なくとも1室確保するため、乗船者数の調整を行うことがあります。

※ 新型コロナウイルスは感染後「約5～7日程度で、症状が急速に悪化」するとされています(以下参照)。これに基づき、航海が日本の港から4日の航程内か外に出るかにより対応・対策を分け、4日の航程外に出る場合はより厳しく船内検疫状態を維持することを目的に洋上待機等も実施します。

(注2) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の見解」1.(3) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00011.html)

新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年10月11日版) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14074.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14074.html) 以下、該当部分を抜粋。

[帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安]

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

[中略]

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

(注3) 航海終了後引き続き機構船舶に宿泊する船員等、機構船舶に宿泊が必要であるとMarE3が判断した場合以外は、原則として係船中の宿泊は認めません。

(注4) 健康状態観察期間14日間、検温期間18日間の考え方

・世界保健機関 (WHO) のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日 (多くは5-6日) とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

新型コロナウイルスに関するQ&A (一般の方向け) (令和2年3月10日時点版)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

Ministry of Health, Labor and Welfare -About Corona Disease 2019 (COVID-19)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage\\_00032.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00032.html)

・検温期間18日間は4日間 (37.5度以上の発熱確認期間) + 14日間 (その後の健康状態観察期間) という考え方に基づきます。

検温期間14日間とすると、たとえば乗船・訪船の14日前の1日だけ37.5度を超えた場合、その前の3日間にも37.5℃以上の発熱があった場合を捕捉できません。この場合、乗船・訪船13日前に平熱に戻ったとしても、厚生労働省の推奨する14日間の経過観察期間がとれないこととなります。従って14日間の経過観察を可能とするため4日間+14日間の計18日間の検温結果を求めることとしました。

(注5) 厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) より

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q3-3](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-3)

[前略]

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離 (1 m程度以内) で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間 (発症2日前から入院等をした日まで) に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査 (積極的疫学調査) を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

[中略]

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

(注6) 速やかに報告すべき症状等について

- 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱 (37.5℃以上) 等の強い症状のいずれかがあった場合
- 発熱 (37.5℃未満であっても平熱に比べ高い体温) や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続いた場合